

小規模企業共済制度の改正及び、様式変更についてのお知らせ

小規模企業共済法の一部改正により「共済事由の見直し」、「申込金の廃止」や「貸付限度額の引き上げ(一般貸付)」などの制度改正が平成28年4月1日より行われる旨、中小企業基盤整備機構より通達がありました。

そのため平成28年4月1日以降、下記の現行の様式が使用できなくなりますのでご注意ください。

小規模企業共済制度改正に関するご質問につきましては、下記の中小機構共済相談室(コールセンター)にお問合せください。

◆お問合せ先:独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)
共済相談室(コールセンター)TEL:050-5541-7171

・平成28年4月1日以降使用できなくなる様式

	様式名	様式番号
1	契約申込書	101
2	掛金月額変更(増額・減額)申込書	102
3	共済金等請求書	701